

新型コロナウイルス感染症患者の発生及び オミクロン株に係る航空機内の濃厚接触者の判明について

令和4年1月1日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、9名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。
引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。また、1名の方が退院及び入院勧告解除されましたので併せてお知らせします。

合わせて、新型コロナウイルスの新たな「オミクロン株」に係る航空機内の濃厚接触者の判明についてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

別紙1のとおり

※これまでに10名の陽性が判明している事業所で、新たに2名（府36291例目、府36292例目）の陽性が判明

報道に当たっては、個人情報の保護に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

2 退院及び入院勧告解除の状況

別紙2のとおり

厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
 - ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合
 - ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

3 オミクロン株に係る航空機内の濃厚接触者の判明について

海外から空港に到着した乗客が、オミクロン株に感染していることが確認（厚生労働省12月31日発表分）され、同じ飛行機に乗っていた濃厚接触者のうち38名が京都府内在住者である旨、厚生労働省から連絡がありましたので、お知らせします。

京都府では、これらの方々との連絡をとる作業を進めており、京都府内に滞在している場合は、濃厚接触者専用の宿泊療養施設に順次、入所してもらうこととします。

療養者の状況（12月31日）

療養者数	うち重症者数 ※1	
	高度重症病床	その他 ※2
155名	0名	0名

※1 人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

※2 重症病床に入院後に人工呼吸器管理が必要になり、引き続き重症病床で療養している者

PCR検査の状況（12月31日）

件数	新規陽性者数	陽性率（7日間平均）
279件	20名	2.8%



～ 京 都 府 報 道 発 表 資 料 ～

京都府広報監 まゆまる

本件に関する問い合わせ先 075-414-4723
その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 075-414-5487

別紙 1

陽性が判明した方の概要

府番号	在住地域等	年代	性別	現在の症状程度	判明している概要	感染経路
36284	乙訓	70	女性	軽症		不明
36285	山城北	10未満	女性	軽症		判明
36286	山城南	10	男性	軽症		不明
36287	中丹西	60	男性	軽症	自営業	判明
36288	中丹西	70	男性	軽症	無職	判明
36289	中丹西	70	女性	軽症	アルバイト	判明
36290	中丹西	70	女性	軽症	無職	不明
36291	乙訓	30	男性	軽症	公務員	判明
36292	中丹東	50	男性	軽症	公務員	判明

別紙 2

退院及び入院勧告解除の状況

府番号	解除日
36183	R3. 12. 31